

令和8年度(2026年度)道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒の
需要拡大事業委託業務 企画提案説明書

1 業務名

令和8年度(2026年度)道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒の需要拡大事業委託業務

2 業務の目的

道産酒米及び道産日本酒のブランド力や認知度の向上及び需要の喚起、酒米生産者の生産意欲向上を目的とする。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 業務の概要

本業務では、道産酒米を熟知した杜氏の経験や評価等を通じた道産酒米の魅力の発信による道内外の酒造メーカーへの北海道の酒米の認知度向上、生産者と道産酒米を使用している杜氏との交流を通じた酒米生産者の生産意欲向上、道内を中心とした酒販店や飲食店に対する道産日本酒の販売促進のためのセミナー等の開催及び若年層向けに道産日本酒の魅力を訴求するための取組を行うこととし、併せて本事業の効果の検証を行うこととする。

(1) 「北海道の酒米を語ろう 2026 (仮称)」の開催

内容：道産酒米を使用している道内外の酒蔵杜氏、道内酒米生産者、道内を中心とした酒販店・飲食店関係者を対象としたセミナー及び交流会の企画・開催

・構成は以下を基本とすること。

① 道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒のブランド力と認知度向上、酒米生産者の生産意欲の向上、道内の道産日本酒の消費量増加につながる講演を基本としたセミナー

② 道内全酒蔵と道外酒蔵の道産酒米を使用した日本酒と道産食材を使用した軽食やおつまみによる交流会

③ 酒米ほ場見学

・参加者は100名程度とし、道産酒米を使用している道内外の酒蔵杜氏、道内酒米生産者に加え、道内での道産日本酒の消費拡大につなげるため、道産日本酒の取扱意向のある酒販店及び飲食店関係者とする。

・セミナーは当日WEB配信すること。また、後日、道でアーカイブ配信するため、動画のデータを納品すること。

・セミナー講演者等の旅費と謝金は道が負担する。

・交流会の出品酒は購入を基本とする。ただし、上限単価を設定し、その価格を超える場合は出品酒蔵に負担を求めることを可能とする。

・参加者から参加料を徴収することを可能とする。

時期：令和8年8月下旬で、酒蔵の杜氏及び道内酒米生産者が多く参加できる時期を提案すること。

場所：道内で酒米ほ場の見学が可能な場所とし、交通機関利用等を勘案し利便性が良くかつ飲食が可能な会場を使用すること。

(2) 若年層とのネットワーク構築と道産日本酒の魅力についての若年層への訴求

内容：若年層への道産日本酒の訴求に向け、道や日本酒関係者と若年層(大学のサークルなど)とのネットワークを構築するための意見交換など

を開催するとともに、道産日本酒の魅力若年層に向け情報発信する。

- ・提案者の持つノウハウなどを活かして、意見交換等の参加者（グループ）を募り、可能な限り複数のネットワークを構築すること。
- ・「若年層に向けた道産日本酒の魅力発信」をテーマとした意見交換やワークショップなど、道産日本酒の消費拡大に向けた意見や情報発信方法、企画提案などを引き出せる方法で開催すること。
- ・上記の意見交換などで出された情報発信方法を基に、月1回程度、SNSなどを活用し情報発信を行うこと。

(3) 事業実施効果の検証

内容：(1)の「北海道の酒米を語ろう2026（仮称）」に参加した酒米生産者及び酒販店・飲食店関係者に対する、今後の酒米生産拡大及び道産日本酒の需要拡大に資するアンケート調査の実施。

(4) 報告書の作成

(1)～(3)の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで各1部提出すること。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

6 委託上限額

委託料：5,132,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などをヒアリングした上で、あらかじめ定めた審査方法等により審査し、最も優れた企画提案を選定する。また、審査結果は、企画提案者全員に文書で通知する。

(2) 審査項目

審査は、次の項目について評価し、総合的に判断する。

ア 業務処理体制

- ・提案者の業務内容や実績等からみて受託能力があるか
- ・「北海道の酒米を語ろう2026（仮称）」は、参集対象者の多くの参加が期待できる体制がとられているか
- ・若年層とのネットワーク構築は、多くの参加が見込める体制がとられているか
- ・事業実施効果の検証は、アンケートの実施・集計が確実に履行できる体制となっているか

イ 業務処理計画

- ・各業務の実施に当たり、円滑な業務処理が可能なスケジュールとなっているか。
- ・各企画が連動したスケジュールとなっているか

ウ 企画内容

(ア)「北海道の酒米を語ろう2026（仮称）」の開催

- ・出席者が道産酒米や道産日本酒について理解し、生産意欲や販売意欲を

高める内容となっているか

- ・ 関係者のより多くの参加が期待できる時期及び参加の動機となる内容となっているか

(イ) 若年層とのネットワーク構築と道産日本酒の魅力についての若年層への訴求

- ・ 若年層の意見を効果的に引き出せるような内容となっているか
- ・ 道産日本酒の魅力について若年層への訴求が期待できる内容となっているか
- ・ 実現可能性の高い提案となっているか。

(ウ) 事業実施効果の検証

- ・ 今後の道産酒米の生産拡大、道産日本酒の需要拡大に資するアンケート内容となっているか

エ その他

提案内容が、道産酒米の生産意欲向上、道産日本酒の需要拡大に寄与する内容となっているか

8 参加者の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は次のいずれにも該当すること。

ア 企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）

イ 原則として、直近3カ年において、日本酒の需要拡大に係る取組の企画立案及び業務を官公庁等から受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。また、コンソーシアムの場合は、構成員のいずれかが当該実績を有すればよい。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

キ 暴力団関係事業者等でないこと。

ク 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ケ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- コ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。
- サ 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

9 提案の募集方法

企画提案の参加を希望する者から「資格審査申請書」を徴収し、資格の有無を審査した後、有資格者に対し、「企画提案書」の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請する。

(1) 資格審査申請書

プロポーザルへの参加を希望する者は、資格審査申請書等を提出する。

- ア 提出期限 令和8年(2026年)4月6日(月)正午(必着)
- イ 提出場所 (3)のとおり
- ウ 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料
- エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時~17時。

(2) 企画提案書

資格審査の結果、参加資格を有する者に対し、文書により企画提案書の提出を要請する。

- ア 問合せ及び提出期限 令和8年(2026年)4月23日(木)正午(必着)
- イ 提出場所 (3)のとおり
- ウ 提出書類 様式2「企画提案書」
- エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、10部提出すること。なお、提案者名はそのうち1部のみ記載し、残り9部には提案者名を記載しないこと。(提案書中にも記載しないように注意すること。
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時~17時。
- オ 提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で(3)の担当部課に報告すること。なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

(3) 担当部課(提出先及びお問い合わせ先)

北海道農政部生産振興局農産振興課 こめ係 担当:間所、風早
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5435(内線27-724)
FAX 011-232-4132

(4) 留意事項

- ア 書類提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- イ 公募手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ウ 提出された書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できるものとする。なお、提出された書類は返却しない。
- エ 無効となる書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 失格となる要因

発注者は、プロポーザル審査会で選定された企画提案書に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書提出を依頼する。

ただし、上記いずれの場合においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

- ・ 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合

なお、採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

10 契約についての留意点等

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、特定者と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託事業により生じた知的財産権

本業務に関する所有権や著作権は、原則として道に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとする。

(3) 関係書類の整備

委託事業に係る次の関係帳簿類を整備し、委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるよう整理すること。また、関係帳簿類は、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。

ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類

イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類

ウ 本事業への従事内容が分かる書類(業務日報等)

(4) 守秘義務

ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ 受託者及びその職員は、個人情報に関する一切の書類は厳重に管理するものとする。

(5) 再委託について

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

(ア) 委託業務をそのまま全部再委託する場合

(イ) 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(ウ) 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

(ア) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

(イ) 再委託することに合理的な理由があるとき。

(ウ) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約予定金額、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績や組織体制等）を記載すること。